

平成 26年 4月 24日

各 位

管理会社名 サムスン資産運用株式会社  
(管理会社コード：13134)  
代表者名 代表理事社長 尹 用岩  
(銘柄コード：1584 (東証外国 ETF))  
問合せ先 (代理人) 西村あさひ法律事務所  
弁護士 伊東 啓  
(TEL. 03 - 5562 - 8500 )

## 信託契約の変更に関するお知らせ

サムスン KODEX サムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]の管理会社は、信託契約の一部を変更しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

1. 変更決定日 : 2014年2月14日
2. 効力発生日 : 2014年2月18日
3. 変更の理由 : 韓国における資本市場と金融投資業に関する法律施行令の一部改正に伴う変更及び文言修正
4. 変更内容 : 28条、29条、31条、32条、46条、47条及び附則  
(下線\_\_は変更箇所です。)

項目	変更前	変更後
第28条 (受益者総会の運営)	① 省略 ② <u>受益者総会は、発行された受益証券総数の過半数を保有する受益者の出席によって成立し、出席した受益者の議決権の3分の2以上と発行された受益証券総数の3分の1以上の賛成によって決議する。但し、法令で定める受益者総会の決議事項の他、本信託契約で定める受益者総会の決議事項に対しては、出席した受益者の議決権の過半数と発行された受益証券の総口数の4分の1以上の数をもって決議することができる。</u>	① 省略 ② <u>受益者総会は、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の4分の1以上の数をもって決議する。但し、法令に定める受益者総会の決議事項の他、本信託契約で定める受益者総会の決議事項については、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の5分の1以上の数をもって決議することができる。</u>
第29条 (書面による議決権の行使)	① 受益者は、受益者総会に出席せず、書面をもって議決権を行使することができる。	① 受益者は、受益者総会に出席せずに、書面をもって議決権を行使することができる。但し、次の各号の要件を全て満たす場合は、受益者総会に出席した受益者が所有する受益証券の総口数の決議

	<p>②～④ 省略</p>	<p>内容に影響を与えないように議決権を行使(以下この項において「みなし議決権行使」という。)したものとみなす。</p> <p>1. 受益者のもとに、法施行令第 221 条第 6 項により、投資信託約款に記載されている内容を知らせる書面、電話・電信・ファックス、電子メール、又はこれに類する電子通信の方法で、議決権行使に関する通知があったものの、議決権が行使されていないこと</p> <p>2. みなし議決権行使の方法が投資信託約款に記載されていること</p> <p>3. 受益者総会で議決権を行使した受益証券の総口数が、発行済受益証券の総口数の 10 分の 1 以上であること</p> <p>4. そのほか、受益者の利益保護と受益者総会決議の公正性などのために、みなし議決権行使の結果を、金融委員会が定め告示する方法で受益者に提供すること</p> <p>②～④ 省略</p>
<p>第 31 条 (受益者総会の延期)</p>	<p>① 資産運用会社は、受益者総会の会議開始予定時刻から 1 時間が経過する時点で出席した受益者の受益証券総数が、発行済受益証券口数の過半数に達しない場合、受益者総会を延期することができる。</p> <p>② 第 1 項の規定により受益者総会が延期された場合、資産運用会社は、その日から 2 週間以内に延期された受益者総会を招集しなければならない。この場合、延期受益者総会日の 1 週間前までに第 3 項に規定された事項を明示して延期受益者総会の招集を通知しなければならない。</p> <p>③ 延期受益者総会の会議開始予定時刻から 1 時間が経過するまでに出席した受益者の保有する受益証券の口数が発行済受益証券口数の過半数に達しない時は、出席した受益者の受益証券口数で受益者総会が成立したものと看做し、出席した受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛</p>	<p>① 投資信託を設定した資産運用会社(法第 190 条第 3 項後段により受益者総会を招集する受託会社、又は発行済受益証券総口数の 100 分の 5 以上を所有する受益者を含む。)は、法第 190 条第 5 項による受益者総会の決議が成立しない場合、その日から 2 週間以内に延期された受益者総会(以下「延期受益者総会」という。)を招集しなければならない。</p> <p>② 延期受益者総会は、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の 8 分の 1 以上の数をもって決議する。但し、法に定める受益者総会の決議事項以外であり、本信託契約に定める受益者総会の決議事項については、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の 10 分の 1 以上の数をもって決議する。</p> <p>③ (削除)</p>

	<p>成によって決議する。但し、本信託契約で定める受益者総会の決議事項については受益者の過半数によって決議する。</p>	
<p>第 32 条 (反対受益者の受益証券買取請求権)</p>	<p>① <u>資産運用会社、受託会社等が受け取る信託報酬その他の手数料の引き上げ、次の各号で定める場合を除く受託会社若しくは信託期間の変更、その他受益者の利益に係わる重要な事項として法令に定められた事項に関する本信託契約の変更、又は投資信託の合併に対する受益者総会の決議に反対する受益者が、受益者総会の前に当該資産運用会社に対して書面をもってその決議に反対する意思を通知した場合、その受益者は、受益者総会の決議日から 20 日以内に受益証券の数を記載した書面をもって自己が所有している受益証券の買取を請求することができる。</u></p> <p>1. <u>合併、分割、分割合併により、受託会社に変更する場合</u></p> <p>2. <u>受託会社の営業譲渡等により、本信託契約の全部が移転する場合</u></p> <p>3. <u>受託会社の業務に係る関連法令の遵守のため、やむを得ず本信託契約の一部が移転する場合</u></p> <p>4. <u>金融委員会の措置により、受託会社に変更する場合</u></p> <p>5. <u>金融委員会の命令により、受託会社に変更する場合</u></p> <p>6. <u>法律施行令第 245 条第 5 項により、二つ以上のファンドの資産を他のマザーファンドへ移転することにより、そのファンドの受託会社が代わる場合</u></p> <p>② <u>資産運用会社は、第 1 項の規定による受益証券の買取請求がある場合、買取請求期間の終了日に買取を請求したものと看做し、第 25 条の規定に従いその</u></p>	<p>① <u>受益者は、次のいずれかの場合、資産運用会社に対し、受益証券の数を記載した書面をもって、自己の所有する受益証券の買取りを請求することができる。</u></p> <p>1. <u>法第 188 条第 2 項各号以外の部分(本文)の後段による信託契約の変更又は第 193 条第 2 項による投資信託の合併についての受益者総会決議への反対(受益者総会の前に、当該資産運用会社に対し、その決議に反対する意思を書面で通知した場合に限る。)</u>は、<u>受益者がその受益者総会の決議日から 20 日以内に受益証券の買取りを請求する場合</u></p> <p>2. <u>法第 193 条第 2 項各号以外の部分(本文)の但書による投資信託の合併に反対する受益者が、大統領令に定める方法で受益証券の買取りを請求する場合</u></p> <p>3. ～6. (削除)</p> <p>② <u>資産運用会社は、第 1 項による請求がある場合、当該受益者からの受益証券買取りにかかる手数料、その他の費用を、受益者に負担させることはできな</u></p>

	<p><u>受益証券を買い取る。但し、買取資金の不足によって買取に応じることができない場合には、金融委員会の承認を得て受益証券の買取を延期することができる。</u></p> <p><u>③ 資産運用会社は、受益証券の買取による手数料、その他の費用を受益者に負担させることができない。</u></p> <p><u>④(新設)</u></p>	<p>い。</p> <p><u>③ 資産運用会社は、第 1 項の規定による受益証券の買取請求がある場合、金融監督院長の承認を得て受益証券の買取りを延期することができる。</u></p> <p><u>④ 資産運用会社は、第 3 項の本文により受益証券を買取った場合、遅滞なくその受益証券を消却しなければならない。</u></p>
<p>第 46 条 (信託契約の変更)</p>	<p>① 資産運用会社が本信託契約を変更しようとする場合は、受託会社と変更信託契約を締結しなければならない。この場合、信託契約中、次の各号のいずれかに該当する事項を変更する場合は、あらかじめ受益者総会の決議を経なければならない。</p> <p>1. (省略)</p> <p><u>2. 第 32 条第 1 項の各号で定める事由でない事由による受託会社の変更</u></p> <p>3. 信託契約期間の変更</p> <p>4～8. 省略</p> <p>②～③ 省略</p>	<p>① 資産運用会社が本信託契約を変更しようとする場合は、受託会社と変更信託契約を締結しなければならない。この場合、信託契約中、次の各号のいずれかに該当する事項を変更する場合は、あらかじめ受益者総会の決議を経なければならない。</p> <p>1. (省略)</p> <p><u>2. 受託会社の変更(合併、分割、分割合併、資本市場と金融投資業に関する法律施行令第 216 条に定めた事由及び法施行令第 245 条第 5 項によって二つ以上のファンドの資産を別のマザーファンドに移すことで、そのファンドの受託会社が変わる場合は除く。)</u></p> <p><u>3. 信託契約期間の変更(投資信託を設定した当時より、信託契約書にその期間変更が明記されている場合は除く。)</u></p> <p>4～8. 省略</p> <p>②～③ 省略</p>
<p>第 47 条 (投資信託の合併)</p>	<p>① 資産運用会社が、自らが運用する他の投資信託とこの投資信託を合併しようとする場合には、合併計画書を作成して受益者総会の承認を得なければならない。</p> <p>②～③ 省略</p>	<p>① 資産運用会社が、自らが運用する他の投資信託とこの投資信託を合併しようとする場合には、合併計画書を作成して受益者総会の承認を得なければならない。<u>但し、健全なる取引秩序を害する懸念の少ない小規模投資信託の合併等、法施行令第 225 条の 2 に定める場合は除く。</u></p> <p>②～③ 省略</p>
<p>附則</p>	<p>(新設)</p>	<p><u>第1条(施行日) 本信託契約の変更は法により訂正申告書の効力発生日に施行される。(施行令改正事項の反映など)</u></p>

以上